

救急救命士が行える処置 の範囲が広がりました。

救急救命士法施行規則の一部が改正され、(平成26年4月1日)所定の知識・技術を習得し認定を受けた救急救命士に対して、医師の具体的な指示を受け救急現場や救急車内等で行える救命処置が拡大されたことに基づき、北河内地域においても、平成27年4月1日より開始となりました。

平成27年
4月1日
より

次の処置が拡大されました。

北河内地域とは枚方市・寝屋川市・守口市・門真市
大東市・四條畷市・交野市

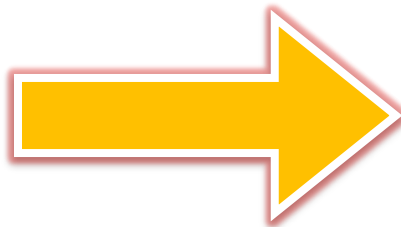
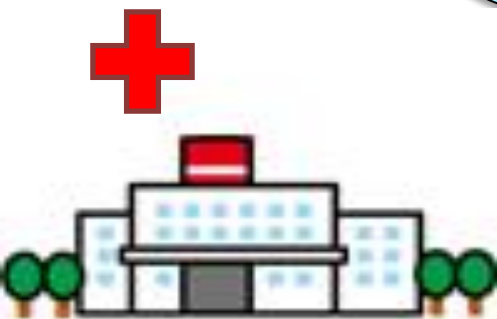
- ★低血糖性の意識障害の可能性がある患者さんに対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を投与します。
- ★血圧が低下しており、心臓が停止する危険があるショック状態の患者さんに点滴を行います。

指示

救急隊より患者の情報
を得て医師が指示
を出します。

医師の指示を受け
て救急救命士が
処置を行います。

処置



お問い合わせは
枚方寝屋川消防組合 救急課 072-852-9918